

議案第11号

公益的法人等への沼田市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

公益的法人等への沼田市職員の派遣等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月22日提出

沼田市長 横山 公一

公益的法人等への沼田市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への沼田市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「定めて任用される職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用される職員を除く。）」を加え、同項第2号中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用される職員を除く。）」を加え、同項第3号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第3条第3号中「第2条第1項」を「前条第1項」に改める。

第12条中「刑法」の次に「（明治40年法律第45号）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。